

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	区民税非課税世帯		区民税課税世帯		
生活保護世帯	本人収入 ≦82万6,500円	本人収入 >82万6,500円	区民税(所得割) <3万3,000円	3万3,000円 ≦区民税(所得割) <23万5,000円	23万5,000円以上 ≦区民税(所得割)
【生活保護世帯】 負担 0円	【低1】 負担上限月額 2,500円	【低2】 負担上限月額 5,000円	【中間】 負担上限月額 医療保険の自己負担限度額		【一定以上】 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・ 負担限度額)
			高額治療継続者(重度かつ継続)※1		
			【中間1】 負担上限月額 5,000円	【中間2】 負担上限月額 10,000円	【一定以上】 負担上限月額 ※2 20,000円

1割負担対象部分

※1 高額治療継続者(重度かつ継続)であると認められるのは下記の方です。

- ・じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)に関する更生医療
- ・障害に関わらず、高額な費用負担が継続する方(高額療養費の支給回数が申請前12カ月に3回以上ある方)

※2 「重度かつ継続 一定以上(経過的特例対象者)」の月額上限額20,000円とする国の経過的特例は、現在令和9年3月31日までの診療分までとなっています。

経過的特例措置が延長された場合は、受給者証の有効期間は自動延長され、令和9年6月30日までご利用いただけます。
(お手続きは特に不要です)